第 6210 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2019年)令和元年 6月 4日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

相続の放棄

Q：相続を放棄した場合、相続税はどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

相続の放棄は、民法に規定されており、被相続人の死亡を知ってから３ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をすることによって、相続を放棄することができるとされています。相続放棄は、財産より債務の方が多い場合に通常行われます。

ところで、相続税では、相続の放棄があった場合には、次のように取扱われます。

①基礎控除を計算する場合の相続人の数

相続税の基礎控除額は、3,000万円に600万円に相続人の数を乗じた額を合計した額とされていますが、この相続人の数は相続人に相続放棄があった場合はなかったものとした場合における相続人の数とされています。

②相続税額の計算

相続税額を計算する場合には、相続放棄があった場合でも、その放棄した者を法定相続人に含めて計算をすることになります。

③生命保険金、退職金の非課税金額

生命保険金及び退職金には、次の非課税金額が認められていますが、この場合の相続人の数にも相続放棄をした者を含めることとなっています。

500万円×相続人の数

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】